

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 5 日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等の徹底について（情報提供）

総務省から別添のとおり通知を行っておりますので、情報提供させていただきます。

各消防本部においては、引き続き、地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、永峯、若杉

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等の徹底について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」(令和3年1月7日付け総行公第2号)及び「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について」(令和3年1月13日付け総行女第4号)において、特定都道府県に対して、目標設定の上、テレワーク等による出勤者の削減に計画的に取り組むとともに、取組状況を適切にフォローアップしていただくよう要請したところです。

こうした中、令和3年2月2日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が変更され、事業者に対するテレワーク等に関する取組の働きかけについては、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会を低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

「テレワーク等の徹底について」(令和3年2月3日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)(別添)においては、「これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年との感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。」とされています。

つきましては、特定都道府県におかれましては、現下における感染症のまん延防止の緊要性を踏まえ、テレワーク等による出勤回避等の計画的な取組を更に徹底いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課  
女性活躍・人材活用推進室企画係 安藤、山田  
電話 03-5253-5546 (直通)

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、職場への出勤回避等に関する取組について更なる徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### テレワーク等の徹底について

平素より大変お世話になっております。

テレワークについては、1月13日に各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワークの推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワークの実施を呼びかけていただいたところです。

昨日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。今回の基本的対処方針の変更においては、従来の取組を継続、徹底することとされましたが、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、特定都道府県に所在する団体や企業については、テレワーク等の実施状況を把握し、状況に応じて更なる取組の徹底を依頼する等の積極的な取組をお願いします。

上記周知や働きかけを行うに当たっては、可能な限り広範囲に、かつ、効率的に行うため、各府省庁の出先機関を活用することもご検討願います。

また、テレワークの実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等においては、当該調査等に極力協力していただくよう、あわせて依頼願います。

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：[reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp](mailto:reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp)

[kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp](mailto:kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp)

[yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp](mailto:yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp)

[hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp](mailto:hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp)

[shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp](mailto:shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp)

[daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp](mailto:daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp)

[hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp](mailto:hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp)

[takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp](mailto:takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp)